

真庭市立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
真庭市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

※数値目標は、教育の質を担保し、教職員が子どもと共に豊かな人生を歩むための手段であり、目的ではない。

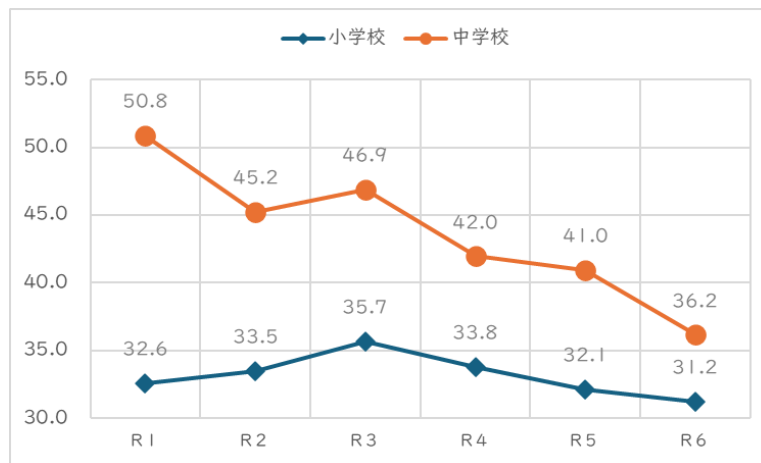
1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保するとともに、教育職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を目指している。

(2) 本市の現状

本市における時間外在校等時間の平均は年々減少している。数値上の改善は見られるが、業務の複雑化・多様化により、教職員が精神的なゆとりを失い、子ども一人ひとりと向き合う『教育の質』や『創造性』が損なわれる懸念がある。単なる時短ではなく、教職の魅力を高めるための取り組みが必要である。



2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

※これらの数値目標の達成状況を評価する際は、単なる数字の増減のみならず、その背景にある教育活動の質や教職員のウェルビーイングの変化を多角的に分析するものとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教育職員の割合を100%にする。

- ・ 1年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合を 85%以上にする。
- ・ 勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合 90%以上を維持する。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は「令和 7～10 年度学校における働き方改革重点取組」との関連を示している。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

- ・ 学校における働き方改革の周知・啓発・対話（「3 分類」⑤関係）
登校時間、行事の精選、留守番電話対応等に関するチラシを作成・公表し、全校へ配布するとともに、保護者や地域住民との対話を重視し、相互理解に基づいた協力体制を構築する。【業務】
- ・ 部活動指導員の配置（「3 分類」⑬関係）
部活動指導に係る負担を軽減するため、引き続き、部活動指導員の配置や部活動地域展開を進める。【部活】
- ・ デジタル技術の活用の促進（「3 分類」⑮⑯関係）
学校の実態に応じたアプリの活用を継続し、校務の効率化を図ることで、教職員が子どもと向き合い、教材研究等に注力するための『時間の余白』を創出する。【DX】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化

働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を進められるよう、学校運営協議会等で学校における働き方改革について『持続可能な地域教育をどう創るか』という未来志向の議題として取り扱う。【意識】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ 年次休暇の計画的な取得の促進

仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。

- ・ 医師による面接指導の実施

過重労働による健康障害を防止するため、管理職による日常的な声掛けや職場内の相互サポートにより、不調の兆候を早期に把握する体制を整える。また、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、組織として積極的に面接の受診を促す。

- ・ ストレスチェックの実施

自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

- ・ 相談窓口の設置

心身の健康問題の早期発見・適切な対応を図るため、相談窓口の設置を継続する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、課題を抱える学校への具体的支援に直結させるため、毎年度、教育委員会会議で報告し、HPで公表するとともに、総合教育会議において報告する。その際、数値の達成度だけでなく、現場の教職員が実感している『働きがいの変化』を吸い上げ、施策の改善に反映させる。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、真庭市立小・中学校に導入している業務記録システムで把握し、働きがい等に関する目標については、勤務実態調査で把握する。
- ・各学校の取組状況については、管理職を対象に実施する取組状況調査で把握するとともに、把握した取組状況等を踏まえ、必要に応じて学校との対話の場を設ける。
- ・支援スタッフの配置など学校の指導・運営体制の充実や部活動の地域展開・連携等の取組の推進に当たっては、県教育委員会及び市長部局と連携を図りながら取り組む。

(参考資料)

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応


※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画